

京都さつきNEWS

Vol.12

京都さつき法律事務所報 第12号 2008(平成20)年8月15日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子



残暑お見舞い申し上げます

2008年晩夏 京都さつき法律事務所一同

近況報告

弁護士 山下信子

【「亀岡さつき」と「京都さつき」】

「京都さつき法律事務所」で執務した後、「亀岡ひまわり基金法律事務所」の所長に赴任した平井宏敏弁護士が、任期を終え、今年5月、「亀岡さつき法律事務所」として新たに出発しました。

ひまわり基金法律事務所とは、「弁護士過疎」の地域に、日弁連(日本弁護士連合会)が支援して作る法律事務所のことです。亀岡市はいわゆる「ゼロワン地域」(地方裁判所の支部がある地域に弁護士がゼロ又はたった一人しかいない地域)でした。

赴任後は、従来、遠くまで相談に出掛けることを躊躇されていた人々が、平井ひまわり事務所に殺到しました。これに加えて、日弁連の事務所としての性格上、裁判所から依頼される破産管財人や国選弁護人などを背負わなければなりません。たいへんな日々だったと思います。

このたび、同じ場所で、「普通の」法律事務所として出発するに際し、わが事務所と同じ「さつき」を付して「亀岡さつき法律事務所」と名称されることになり、望外の喜びです。

ところで、同じ「さつき」なので、「山下は遂に弁護士法人を立ち上げたのか?」、「どっちが本店でどっちが支店?」などと聞かれます。答えはいずれもノーで、ただ緩やかに連携しながら切磋琢磨していきたいと考えているのです。

亀岡さつき法律事務所と平井弁護士をよろしくお願いします。

【「医療事故による死亡の原因究明…第3次試案」に想うこと】

長い名称ですが、「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案-第3次試案」です。これに基づき、厚生労働省は、今年6月、「医療

安全調査委員会設置法案大綱案」を発表しました。

これは、医療事故が起こったときに、「医療事故調査委員会」を設置して、診療に関連した死亡の死因を調査したり、事故の再発防止を目指すもので、医療関係者の責任追及を目的とするものではないと言っています。

しかし、届出義務が生じるとする「誤った医療行為を行ったことが明か」で「その医療行為に起因して患者が死亡した場合(疑いを含む)」を、医療現場ですみやかに判断するのは相当困難であると思われます。届け出た内容は、刑事事件にも、民事、行政手続きにも利用することができるものとなりそうです。

医師法21条(異常死体の届出義務)との関係もよくわかりません。医療の現場は混乱するのではないかと心配です。

東京女子医大事件の無罪判決や大野病院事件で議論されているように、医療事故で医師が逮捕されたり業務上過失致死傷害罪に問われることは、やる気の

ある医師を萎縮させ「医療崩壊」を加速させるおそれがあります。どういふ場合に逮捕されたり有罪になるのか、どういふ場合に届出義務違反になるのか、わからないままだと積極的な医療ができないとの声もあります。

他方、「隠さない、逃げない、ごまかさない」姿勢が、患者側の不信をのぞき紛争回避に役立つ面もあります。

後期高齢者医療制度については多数報道もされていますが、医療事故調査委員会については、目立った報道はされていないように思います。十分な議論をする必要のある重い問題です。

【「おくどさん」って誰ですか?】

このところずっと、山下に歩いて歩いている司法修習生。先日、顧問会社で打ち合わせをした際、社長さんが店舗を案内してくださいました。何百年と続く老舗の豪壮な京町屋です。店の奥へ入らせていただき、「こ

こにおくどさんがありました」との解説を受けるや、修習生は「おくどさんって誰ですか?」と質問! 社長さんに大受けでした。「おくどさん」とは、京都の町屋の台所にあった竈のこと。京都ではいろんな物に「さん」を付けて呼ぶのですが、京都に住んだことがないと理解し難い。今来ている修習生は、英語も中国語も堪能で、成績も抜群なの

ですが、京都に関してだけは教えることがたくさんありそうです。「ヒトじゃないのに“さん”を付けて呼ぶなんてあり得ないです!」と抵抗する修習生に、「おいなりさん」、「おあげさん」、ついでに「六道さん」て知ってる? などといけずをし、京都の「奥深さ?」を伝えている山下です。京都さつき事務所には「京都らしい」事件もたくさんあります。

お知らせ

東京地方検察庁が、山口組系旧五菱会によるヤミ金融事件の犯罪収益29億円の支給手続を始めます。詐欺罪や出資法違反の高金利受領罪が組織的に行われた場合やマネー・ロンダリングがなされた場合に、この犯罪で犯人が取得した財産を、犯人から没収して、被害者に給付金を支給するという制度ができたからです。

申請期限は来年1月26日までの短期間ですので、被害に関し思い当たる方は、給付金支給手続について、ぜひ弁護士や弁護士会にご相談ください。

申請についての問い合わせ先は
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 中央合同庁舎6号館B棟1階
五菱会事件被害回復センター
電話番号 03-3595-1201

亀岡さつき法律事務所を開設して

弁護士 平井宏俊



2005年5月に山下弁護士の元を離れ、亀岡にひまわり基金法律事務所の所長として赴任して以降、早3年が過ぎ、この5月に3年の任期を終え、同じ場

所に定着。亀岡さつき法律事務所と、同じ「さつき」の名称を使わせていただいていた新たな船出をさせていただくことができました。

亀岡さつきで、開設の事務所報を作成したのですが、同じ人間が作ったせいか、ほとんど、京都さつきニュースの第1号と同じような内容になってしまいました。私が書いた京都さつきニュースの記事を読み返してみ

ましたが、多くが山下弁護士ネタでしたね。今でも山下弁護士ネタであればいくらかでも書けそうな気がしていますので、機会があれば、また書かせていただきたいとも思っています。

亀岡は、京都市内から近いとはいえ、まだまだ弁護士の少ない弁護士過疎地です。その亀岡で、まずはしっかりと根を張る活動を継続し、京都さつきとは、緩やかでありながら強固な結びつきを築き上げられれば心強いですし、よりしっかりとした体制で法的サービスも提供できると考えていますので、今後ともよろしくお願ひします。

「外国人労働者短期就労制度」

弁護士 内村和朝

自民党国家戦略本部の外国人労働者問題プロジェクトチーム（長勢甚遠座長）は7月20日、原則として全ての業種で外国人労働者を受け入れる「外国人労働者短期就労制度」の創設を提言する方針を固めた（21日付新聞報道）。

外国人の在留資格を巡る事件（行政訴訟）を何件か受任している関係で、外国人の在留資格に纏わる話には個人的に関心があります。

現在日本は、原則として外国人の単純就労（つまり、専門的・技術的分野における労働ではなく、建設現場での就労や工場現場での就労等をいいます。）を認めていません。

その主な理由は、外国人の単純就労を認めると、国内の労働市場における需給バランスが崩れるということにあると思

います（外国人の単純就労を認めると、日本人が職に就けなくなるとの理由でしょう。）。

ところが、現実には、日本は既に外国人の単純就労に依存している面は否めません。

特に、青春18切符とビールを片手に東海道線を鈍行電車で揺られ、豊橋や浜松で電車を降りると、街を歩く外国人の比率が高いことに気がつきます。

愛知県や静岡県には製造業の工場が多いですから、そうした工場に働いているのでは、と想像されます。その多くは、日系

2世・3世と想像されますから、合法的に就労されている方が大半なのでしょうが、中には、いわゆる不法就労者として工場に働いている方もいるのでしょう。

もっとも、こうした不法就労者も我が国の製造業を支えていることは事実でしょう。

今回の提言は、正規に外国人の単純就労を受け入れることに途を開くもの、つまり、従来は不法就労者として入国していた外国人が、正規に日本において単純就労に従事できるようになりますから、私個人としては良い方向での制度創設ではないかと思っています。

ただ、今回の提言では、外国人の滞在期間は最長3年間として、定住は認めないとのことですが、日本で働く間に日本で生活基盤を築く人もいるでしょうから、制度設計として定住を認めることも考えないといけないのではないのでしょうか。

さつきで弁護士実務修習

矢上 修習生

山下信子先生の下で弁護士修習中の、新61期司法修習生です。出身は熊本ですが、親の仕事の都合で、これまで栃木、札幌、福岡、名古屋、横浜、東京、北京、ニューヨークと、各地を転々としてきました。こんな根無し草の私が修習地として京都を選んだのは、「京都に住んで『雅の心』を学びたい！」との思いからでした。高い倍率をかいくぐって京都に来られたのも、そんな私の熱意が最高裁に伝わっ

たからだと思います(?)。修習中も、時間を見つけては自転車ですり探索に出かけたり、着付けや京料理を習いに行ったり、商店街で慣れない京都弁を使ってみたりしながら、「雅の心」に触れる喜びを味わっています。

さて、梅雨入りと同時に始まった弁護士修習。京都さつきに来てまず驚いたのは、「傾向のないのが傾向」という噂に違わず、受ける事件に「傾向」というものがない、ということでした。事務所には、家事事件や契約紛

争のみならず、交通事故から労働、知財、医療に至るまで、ありとあらゆる難事件が持ち込まれます。問題となる法律も多岐にわたるので、山下先生から「これ、調べといて」と新しいファイルを渡されるたび、ゼロからの勉強の繰り返しです（泣）。

このように、多種多様な事件に日々エネルギーを取り組んでいる山下先生。率直な物言いで一見手強そうですが、実は、依頼者の心のビタミン剤としての、素敵な顔を持っています。暗い面持ちで事務所に入ってくる相談者の方が、明るさを取り戻していられる様子を見ると、弁護士という仕事の醍

趣味を教えられた気がします。

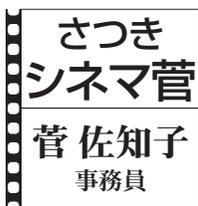
山下先生と強力なタッグを組む内村先生にも、いつも情熱的な弁護活動の現場を見せていただいています。「俺がやらずに誰がやる」をテーマに、溢れる正義感に導かれ、依頼者と共に泣き、共に笑うことのできる内村先生。年代を問わずファンが多いのも納得です。

楽しかった実務修習も、早い

もので、あと2ヶ月を残すばかりとなりました。「雅の心」会得への道のりはまだまだ遠そうですが、京都さつきで「さつきの心」を学べたことは、何よりの収穫です。東京に戻っても、「さつきの心」を忘れず、頑張っていきたいと思います。



テレビが欲しい



通い詰めていた地元映画館が閉館し、専ら自宅での映画鑑賞が

主になりつつある今日この頃です。

今回は映画のお話ではなく、わたしの映画鑑賞スタイル?について書いてみたいと思います。

平日の夜、晩ご飯を食べながらDVDでも観ようかなあと考えつつ自宅に戻ります。ところがいざ帰宅してみると、父親がテレビの前でんと陣取っています。父親が観ているのは『鬼平犯科帳』。膨大なテレビドラマシリーズがあるこの作品。先日DVDを購入した父親は余程嬉しいのか毎日鑑賞しています。私の食事が終わっても、父親は鬼平気分で鑑賞中のため仕方なくお風呂に入ることにします。

お風呂から上がると、どうやら父親が就寝したようです。

『ようやく私の時間だ』と思ったのもつかの間、今度は母親がテレビの前にはいます。母親が観ているのは韓国ドラマ。世の女

性の例にもれず、『冬ソナ』で韓国ドラマにはまった母親は、それからというもの片っ端から韓国ドラマのDVDを観ています。

母親がひとしきり鑑賞を楽しんだ後、ようやくわたしにテレビの順番が!

ところが時間は既に12時半過ぎ。この時間から観ると寝不足になるのは明らかです。今日はやめておこうと大人しく布団に入ります。

我が家はこのような毎日の繰り返し。どうしても映画を観たい時はパソコンの小さな画面でヘッドフォンをしてひっそりと観ています。

…自室にテレビとDVDプレーヤーが欲しい私であります。

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂ビル2階)

河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931
京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階
京都さつき法律事務所
電話 075-257-3361
FAX 075-257-3371

編集後記

歩いていると、アスファルトから湿気を含んだ熱気が立ち上ってきます。温帯ではなく亜熱帯なのではないかと思ってしまう猛暑の京都です。少しでも涼しげなさつきニュースにできたらと思いましたが、うまくゆきませんでした。まだまだ猛暑が続きます。お身体を大切になさってくださいね。

Googleの検索結果について

「京都さつき法律事務所のホームページをググっても(パソコンで検索しようとしても)ちっとも出てこない、さつきニュースの一部は出てくるが……」との声があります。

確かに、グーグルではさつきニュース(PDF)しか表示されません。その場合、さつきニュースの表紙の題名のところをクリックしていただくと、さつきのホームページに辿りつきます。ホームページを「お気に入り」に登録してご利用ください。